

様式第4号(第6条関係)

平成25年度 第4回  
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成26年2月12日(水)	
開催場所	奈良市役所北棟4階 第18会議室	
出席委員	委員長 森 裕之 委員 小島 幸保 委員 中川 雅晴	
審議対象期間	平成25年10月1日～ 平成25年12月28日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. 抽出案件について 入札番号 346,366,387,419(奈良市) 55(奈良市水道局) 2. 環境清美工場の各種測定分析について 3. 入札不成立の状況について
一般競争入札	116	
指名競争入札	22	
随意契約	14	
合計	152	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	・競争性を担保するため、発注基準、ランクの区分と発注時期の見直しを検討すべきである。 ・市内本店という入札参加要件の緩和の検討をするべきである。	

## 別紙

### 1 抽出案件について

委員長： 入札番号 346 番、春日中学校給食室新築工事を抽出したのは、入札参加者が少なく、かつ高落札率の原因をお聞きしておきたいというのが主な理由です。

事務局： 中学校給食室の新築工事の案件につきましては、8,9,10,11 日と 4 日続けて開札があり、落札者がその後の入札を辞退する為、入札参加者が、徐々に少なくなりました。

委員長： これだけの規模になると A ランクの業者でないと技術的に難しいのですか。

事務局： 建築の場合、設計金額が 80,000,000 円以上については、A ランク単体と B ランクの 2 者 J V が参加出来るという発注基準を設けております。

委員長： A ランク 11 者というのは少ない感じがします。仕事が無い時だったら良いのですが、他にもあるという時に、11 者だけを対象にしていると、高値落札になる。場合によっては、不調になる可能性も高くなります。そう考えると、一つは 80,000,000 円以上という枠を少し広げるというのが、案としてはあるのかと思います。

事務局： 発注基準と尚且つランク付けする基準を見直すことによって、上位ランクの数が増えるということは可能だと思います。但し、点数を下げることによって技術者の能力が落ちてくるのは否めません。来年も同じ様な発注の仕方をしていてと同じ事が起こり得るので、基準の見直しは検討すべきかと思えます。

委員長： 指名競争入札の頃、同種の事業では何者指名していましたか。

事務局： 10 者程度です。

委員長： 10 者という事は、A ランクの業者数と殆ど変わらないという事ですか。

事務局： はい。

小島委員： 3 期目に予定している給食室新築工事の発注時期をずらすというのは出来ませんか。

事務局： 発注時期をスライド方式にするのも一つの方法と思いますが、教育施設の耐震工事もあり、いずれにしても工期が被ってきますので、どうしても業者の中で技術者を専任で張り付ける事が負担になってくると思います。

委員長： 市内の支店を認める、他の自治体と業者の相互乗り入れを諮っていく事で、応札できる業者の数を増やすという措置は難しいですか。

事務局： 奈良市は従来、業者数が多く、競争性が保てていましたので、奈良市本店という限定を崩さずに実施していますが、この状況の長期化が想定される中では、やはりエリアを広げていく方法も必要になると思います。

中川委員： 1 期の時も同じ様な状態だったのか、或いは今期になってこういう状態が顕著になったのですか。

事務局： 1 億円単位の案件があるのに、極端に入札参加者が少ないというのは考えられなかったです。今年度こういう状況になったという事です。

委員長： 今後の対策については、これから奈良市の方で検討していかざるを得ないという事ですか。

事務局： はい。

委員長： 366 番、総合評価落札方式一般競争入札による都祁中学校校舎改築工事ですが、入札参加者が 3 者しかいません。

事務局： 奈良市では、建築工事の場合、予定価格 1 億 5 千万円を超える案件につきましては、5 者以下で J V の構成をするという要領があります。

委員長： 今回は、A クラスの内、2 者以上で組みなさいという事ですか。

事務局： そうです。

委員長： 落札金額は、どういう計算になっているのですか。

事務局： 告示文の中に調査基準モデル型算出価格という形で 620,046,000 円を事前公表しています。

委員長： 調査に入らない価格で入札している。それとこんなに少ない参加者数で競争性が働くのですか。

事務局： 技術評価を審査する案件が 2 件しかなかったという事になりますので、少し疑問視されます。

委員長： A クラス同士が J V を組んで応札する案件は、奈良市の場合、年間で何件ありますか。

事務局： J V ですと 3 件くらいです。

委員長： 何処と何処が組むと言うのは大体決まっていますか。

事務局： 格付けを 2 年周期で行っていますので、2 年間は変わりません。

委員長： この案件、J V を組まなければならないとした理由はどこにありますか。

事務局： これも金額、発注基準の運用の中で、建築は 1 億 5 千万円を越えると J V と決めていまして、それを越えているという事で基準どおりにしています。

委員長： この規模でしたら当然 J V にならないといけないという事ですか。

事務局： そうです。

委員長： これからもこの規模の耐震工事は結構あるのですか。

営繕課： こういう規模のはまだ少しあります。

事務局： これも一つ前の案件と同じですが、2 者 3 者で競争性が発揮されるのかという、問題が無いとは言えませんが、発注の形態として、市内の営業所を取り込むのも一つの案かとは思いますが。

委員長： 先程の案件と同じく、業者の数が少ないという点で共通した問題があると思います。

小島委員： 今回と同じ業者が J V を組んで、応札してきたら点数は同じになってしまうのですか。

事務局： 企業の点数というのも有りますが、この工事に対して技術評価をして、点数配分をします。

委員長： A クラスに関わる問題として、両方併せて課題として見えてきたので、是非事務局の方で検討をお願いしたいと思います。入札番号 387 番、頭首工整備工事ですが、入札不調に終わっています。

事務局： 登録のある内、150 者が参加資格に該当します。告示後、3 月末の工期が延長可能かという問合せが複数の業者からありました。基本的には 3 月末で必ず工事を竣工させなければならない。そうすると、工場で水門を製作する期間がかなり長期間かかり、工期としては間に合わないという声を聞いています。不調になった理由と言うのは工期が短いというのが一番の理由だったと分析しております。

小島委員： 今回の事態を踏まえて、平成 26 年度に再度発注するという事になれば、どれくらいから手続を始めしていくことになるのですか。

農林課： 今、国との調整中ですが、国自身が事故線をしていますので、26 年度に入って早々に発注したいと思っています。

小島委員： 規格は統一されていないのですか。

農林課： 一つ一つ現地に合わせて作っています。

委員長： 補助金が何時頃認められたのですか。

農林課： 平成 24 年度の 3 月で頂いた国の予算です。そこから調査設計になります。

委員長： そもそも無理な補助事業だったという事ですか。

農林課： いえ。基本的には工場製作の期間が 90 日から 100 日程度、現状の門の撤去工事で 2 週間程度、設置に 2 週間程度で、工期的には間に合います。当初から工期が全然無いという工事ではありません。

委員長： 奈良市としては、竣工可能と判断したが、業者的には期間が短いという事ですか。

農林課： 11 月上旬の入札なので、4 ヶ月半という工期が取れると考えていました。恐らく業者が複数の工事を抱えており、その中で調整が一つでも狂うと 3 月末の竣工に間に合わないという思いで辞退されたと思っています。

委員長： 最初の案件と同じで、他の仕事が無ければ受けてもらえたが、工期も延期出来ないの、参加が無かったのですか。

農林課： 関西一円、台風 18 号の影響があり、業者が複数の工事を持っている中で、3 月 31 日迄に間に合わせられるかどうかが不安だったというのが一つの原因と考えます。

委員長： 業者が複数の仕事を持っている兼合いで、中々応札が苦しくなっているという状況です。次、419番、入江泰吉旧居耐震補強及び改修その他工事です。こちらも不成立になっています。

事務局： 奈良市でも例の無い、同じ案件で3回も不調になった案件です。不調の原因を、その都度業者に確認している中で、通常の建築の入札は、図面で見積りして頂いていますが、図面だけでは分かり難い、概算の見積りは出来ても、詳細な積算が困難という声も聞いておりまして、この4回目の告示では、現地説明会を行います。

中川委員： 奈良新聞に、現地を見ないとどれだけ介入して良いのかが分からないのでリスクが高いと書いていました。

事務局： 限られた予算の範囲内で補強する工事ですので、業者側に不安な点があるかも知れません。

委員長： 見積りの難しさを現地視察で対応するという方針が確認出来ました。それでは水道局の案件です。入札番号が55、配水支管の改良工事です。これを抽出したのは、同種の工事がありましたが、これは高額であるという理由です。最低制限価格未満で失格している業者が少し多い案件になっていますが、他の同種の工事も同じ様な入札の状況になっているのですか。

経理課： 今回は3%ルールがあり、最低制限価格の算出割合が99.2と高くなり、最低制限価格未満の業者が大変多くなりました。基本的には大体30者ぐらいいつも応札しており、競争性は発揮していると考えます。

委員長： 大体同じくらいの業者さんが応札しているのですか。施設がかなり古いという事ですが、この手の工事はこれからも続いていくのですか。

工務課： 続いていきます。

委員長： この手の事業は、告示から入札までの日が短くてもこれだけの業者さんが集まってくるのですか。

経理課： はい。

## 2 環境清美工場の各種測定分析について

委員長： 4分の1は随意契約で、半分以上が指名競争入札をしているという事で、事業の内容から指名競争入札を執行する事が多いのですか。

環境清美工場： 各市町村とも同じ状況なのですが、少数の3者から5者で指名競争入札を行っています。

委員長： それに比べると奈良市の場合は比較的多く指名しているという事ですか。

環境清美工場： 橿原市でも、同じく野村興産ヤマト環境センターが、価格差がある中で落札しております。

委員長： 相当価格の開きがあります。

環境清美工場： 数字が大きく開いている所、偏っている所等色々あります。

委員長： この野村興産は奈良県内で多くの仕事をしているのですか。

環境清美工場： 所在地が宇陀市ですので、ここがどれだけ色々なところと契約しているのかは知りませんが、当然近隣で一番近い所ではあります。

## 3 入札不成立の状況について

委員長： 不調というのは応札が無かったということですか。不落というのは、予定価格を越えて入札という意味合いですか。

事務局： 予定価格を事前公表と事後公表、それから金額によって併用して実施しているところがあり、予定価格を事前公表にしていないと不落が発生します。参加者無しというのが不調という形になります。

委員長： 奈良市はかなり不調・不落という点から見ると成績としては良い方です。

事務局： これを踏まえて、国の方も緩和措置を設けています。通常は4月から動き出す新単価を今回は2月頃から新労務単価を発表しています。

委員長： 予定価格を事後公表しているところは厳しいようです。

事務局： 参加されないということになってきます。

委員長： 積算するのも面倒ということですか。

事務局： 一番の問題点は、概算すら行わない。概算する手間も惜しいという事です。

委員長： 他に仕事があるからということですか。

事務局： 他に仕事があった場合、そこまで踏み込んでする必要もない。一過性でなく、長く続くような状況ですと、抜本的に変えなければならない。

委員長： 建築が不調・不落が多く、消費税の増税前の駆け込みの需要というものが勿論あるかと思いますが、国の施策としても国土強靱化基本法が通りましたので、公共建築物の老朽化対策で、一斉に更新の時期に入っていきます。

事務局： ですので、地域性を外すだけでは難しいかも分かりません。奈良市に関しては、建築Aランクは11者いますが、聞き取りしたところ、4者ぐらいは民間受注で手が一杯との事でした。積算する技術者も現場に張り付けになっているとの事です。それも当然3月末を目途にしていますので、民間受注が落ち着いてきたら公共工事のほうにリターン出来るのかなという話も聞いています。

委員長： それは消費税アップの影響ですか。

事務局： はい、消費税の関係です。

委員長： もうちょっと様子を見るしかない。また来年の10月に消費税が上がります。そういう意味ではまだ暫く続くかと思えます。

中川委員： 建築とかは、中々前倒しで忙しいという話は聞きます。

事務局： 工期が決まっているので、奈良市として一番懸念するのは、耐震の関係です。

委員長： ランクを金額で割っている話ですが、JVもそこに含めて再考の余地があるのかなということで、一度ご検討いただきたいです。